



議案第四二号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年三月三十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十六年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第三号中「三十二万円」を「三十五万円」に改める。

第三十四条の五中「百万円」を「二百万円」に改める。

第四十四条に次の一項を加える。

5 特別徴収の方法によつて個人の町民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の翌年の一月一日から四月三十日までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があり、かつ、その者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額をこえるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこと

となつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によつて徴収する。

第九十八条、第百三条第一項第四号及び第百十条の二中「第三十一条」を「第三十一条第一項から第三項まで」に改める。

第百三十三条中「二十円」を「四十円」に改める。

附則第十一項を次のように改める。

（昭和四十七年度分等の個人の町民税に関する特例）

11 昭和四十七年度から昭和五十一年度までの各年度分の個人の町民税に限り、第十三条第二項の規定の適用については、同項中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第八条の四の規定を除く。）とする。」とする。

附則二十三項を次のように改める。

2 （昭和四十六年度分の個人の町民税に関する特例）

23 昭和四十六年度分の個人の町民税に限り、第三十三条第二項の規定の適用につい

ては、同項中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十八号）附則第四条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は読み替えてその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第八条の三の規定を除く。）」とする。

附則に次の一項を加える。

（配当控除の特例）

²⁴ 所得割の納税義務者の昭和四十六年から昭和五十年までの各年の総所得金額のうち証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合には、当該配当所得については、附則第五項の規定は、適用しない。

附則第十六項及び第十九項第一号中「第三十四条の二第一項」の下に「第三十四条の三第一項」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

(町民税に関する規定の適用)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、昭和四十六年度分の個人の町民税から適用し、昭和四十五年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2. 旧条例附則第二十三項の規定は、昭和四十五年中に支払うべき退職手当等については、なおその効力を有する。

(電気ガソ税に関する規定の適用)

第三条 新条例第九十八条、第五百三条第十項第四号及び第一百一条の二の規定は、昭和四十一年一月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気ガソ税(特別徴収に係る電気ガソ税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気ガソ税(特別徴収に係る電気ガソ税にあつては、同日前に収納した又は収納すべき料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(入湯税に関する規定の適用)

第~~四~~^三条 新条例第三百三十三條の規定は、昭和四十六年四月一日以後における入湯に対して課すべき入湯税について適用し、同日前における入湯に対して課する入湯税については、なお従前の例による。